

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サンフラワー名張の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 法人施設の職員を兼務する職員は、この規程を適用するが理事会及び評議員会への出席時間が通常業務時間内である場合、役員会開催日の勤務時間数から役員会出席時間数を差し引くこととする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める金額とする。

3 この法人の全理事及び全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により1日分の報酬及

び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（報酬及び交通費の支給日）

第9条 役員及び評議員の報酬及び実費弁償費は、業務に当たった都度遅延なく支払うものとする。

（報酬及び交通費の支給方法）

第10条 報酬及び実費弁償費は、通貨をもって支払うものとする。

（公表）

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

第12条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成31年4月1日より適用する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3, 0 0 0 円	500 円～5,000 円
評議員会出席報酬等	3, 0 0 0 円	500 円～5,000 円
苦情対応第三者委員	3, 0 0 0 円	500 円～5,000 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	2, 0 0 0 円	500 円～5,000 円
理事及び評議員業務報酬等	2, 0 0 0 円	500 円～5,000 円
監事監査指導報酬等	5, 0 0 0 円	500 円～5,000 円
苦情対応第三者委員	2, 0 0 0 円	500 円～5,000 円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	1 5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	資料費等